

会員団体のご紹介

地域単位の消費者連絡組織(26)

- NPO法人 消費者支援ネット北海道(ホクネット)
- 岩手県消費者団体連絡協議会
- 福島県消費者ネットワーク
- 茨城県消費者団体連絡会
- 群馬県消費者団体連絡会
- 前橋市消費者団体連絡会
- 埼玉県消費者団体連絡会
- 消費者団体千葉県連絡会
- 東京消費者団体連絡センター
- 神奈川県消費者団体連絡会
- 長野県消費者団体連絡協議会
- 山梨県消費者団体連絡協議会
- 静岡県消費者団体連盟
- 愛知県消費者団体連絡会
- 消費者ネットワーク岐阜
- 富山県消費者団体連絡会
- NPO法人 消費者支援ネットワークいしかわ
- NPO法人 消費者ネット・しが
- NPO法人 コンシューマーズ京都(京都消団連)
- 全大阪消費者団体連絡会
- 兵庫県東播磨消費者団体協議会
- 岡山県消費者団体連絡協議会
- 消費者ネットしまね
- 山口県消費者団体連絡協議会
- 愛媛県消費者団体連絡協議会
- 北九州市消費者団体連絡会

全国的消費者組織(14)

- 主婦連合会
- 新日本婦人の会
- 全国消費者協会連合会
- 公益社団法人 全国消費生活相談員協会
- 全国青年司法書士協議会
- 全国大学生協同組合連合会
- 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済coop)
- 日本司法書士会連合会
- 一般財団法人 日本消費者協会
- 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 日本消費生活専門相談員協議会(JOCAS)
- 日本生活協同組合連合会
- 日本母親大会連絡会
- 労働者福祉中央協議会

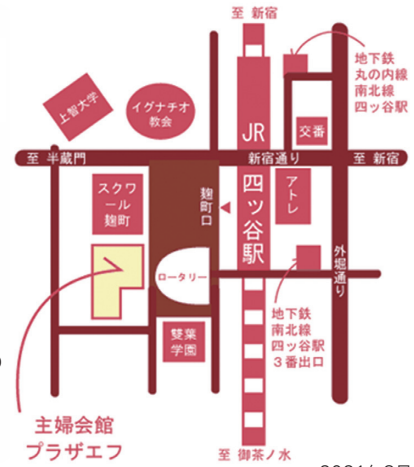
消費者問題に関する非営利組織(9)

- NPO法人 親子消費者教育サポートセンター
- 家庭栄養研究会
- NPO法人 コンシューマネット・ジャパン(CNJ)
- 一般社団法人 Consumer Rights Japan
- NPO法人 消費者ネットジャパン(じゃこネット)
- 情報通信消費者ネットワーク
- NPO法人 Safe Kids Japan
- 一般社団法人 日本消費生活問題研究所
- 一般社団法人 Food Communication Compass

一般社団法人
全国消費者団体連絡会

〒102-0085
東京都千代田区6番町15
プラザエフ6F
(JR四ツ谷駅麹町口前すぐ)

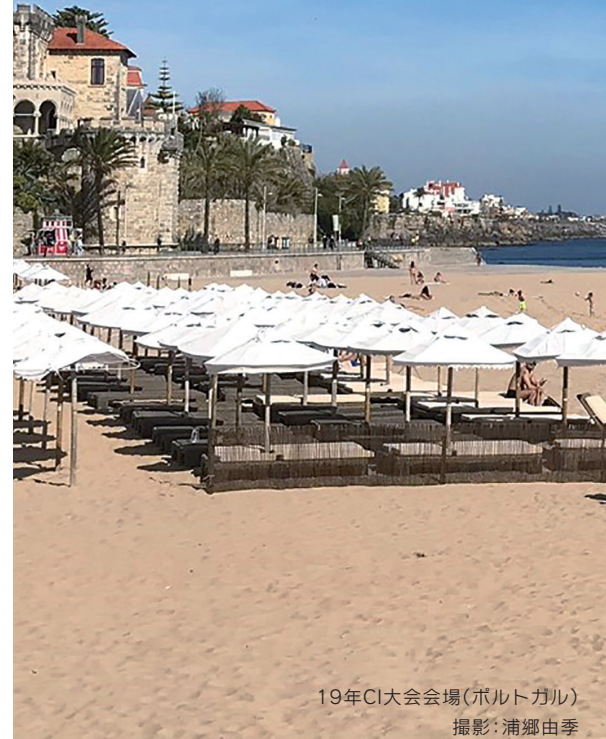
TEL:03-5216-6024
FAX:03-5216-6036
E-mail:webmaster@shodanren.gr.jp
URL:http://www.shodanren.gr.jp



2021年8月

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
のご案内

消費者の権利の確立と
くらしの向上をめざして



19年CI大会会場(ポルトガル)
撮影:浦郷由季

一般社団法人
全国消費者団体連絡会
CONSUMERS.JAPAN

全国消団連とは

一般社団法人全国消費者団体連絡会は、1956年に設立された、消費者団体の全国的な連絡組織です。2021年8月現在、地域単位の消費者連絡組織26団体、全国的消費者組織14団体、消費者問題に関する非営利組織9団体によって構成されています。

2013年に一般社団法人に移行し、「消費者の権利の実現とくらしの向上、消費者団体活動の活性化と消費者運動の発展に寄与すること」を目的として活動しています。

活動内容

消費者問題、食品の安全・表示、環境・エネルギーなど、くらしに関わる様々なテーマについて、国の審議会への委員参加や、パブリックコメントの提出などを通して消費者の立場からの意見発信を進めています。

また、消費者団体をはじめ、専門家や行政などとのネットワークづくりや、国際消費者機構(CI)との連携をすすめ、学習活動・政策提言・立法活動に取り組んでいます。

2021年度活動方針

- 消費者問題・消費者運動への社会的な理解促進と主体的な基盤整備
- 消費者が安全で安心できるくらしの確保
- 国内の各団体や国際的な消費者運動との連携強化

2020年度活動の一例

- 意見書、パブリックコメントの提出 19本
- 政府審議会等への参画 9省庁26件
- 学習会・シンポジウムの開催 19回、院内集会1回
- 機関紙「消費者ネットワーク」発行 年9回

2020年9月
学習会「健康食品との付き合い方」

2020年10月
PLオープンズ会議報告会

2021年2月
特商法預託法書面電子化反対
緊急オンライン院内集会

2021年5月
第9回定時総会

2021年5月
参議院地方創生及び消費者問題に
関する特別委員会での参考人招致

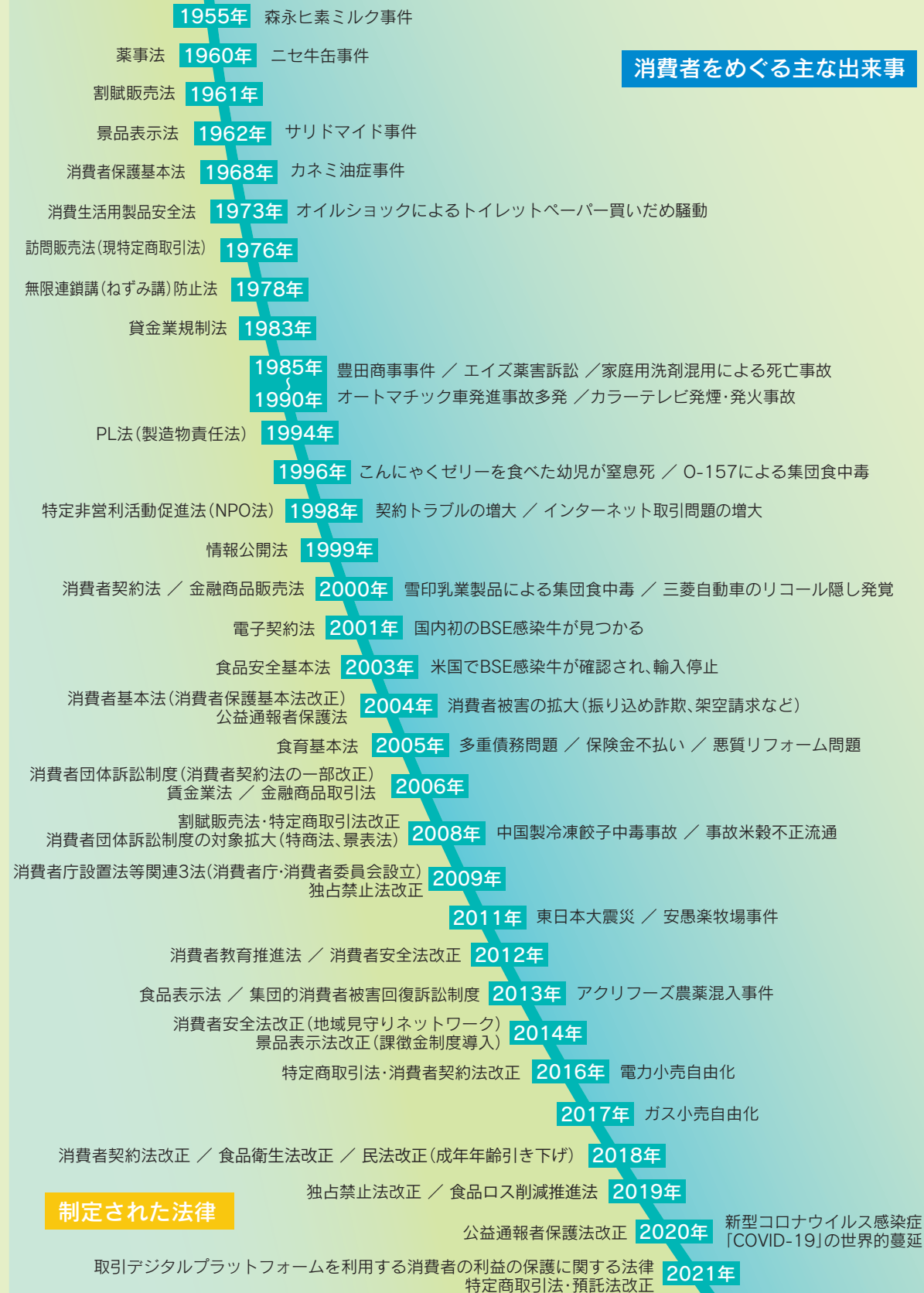
2019年5月
CI世界大会(ポルトガル・エストリル)
テーマ「デジタルイノベーションの
中心に消費者を」

全国消団連は国際消費者機構(CI)の正会員です。

※CIは世界的レベルで、消費者利益の保護と促進のための政策提言、教育、調査、国際的政策決定の場でのロビー活動等を行っている、非政府組織です。(2021年春現在で約100カ国から200を超える団体が加入しています)

全国消団連について

消費者をめぐる主な出来事と制定された法律



1956年～

「全国消団連の結成」

1956年、消費者団体・労働団体・生協などの11団体により、「全国消費者団体連絡会(略称:全国消団連)」が結成されました。1957年の「消費者宣言」において、「私たち消費者大衆こそ主権者」であることを宣言しました。

当時は公共料金や新聞代・米価値上げへの反対など、物価問題が取り組みの中心でした。

1990年代～

「政策提言型運動への転換」

消費者問題が複雑化・高度化する中、従来のキャンペーン型運動から、政策提言型運動への転換として、PL法・消費者契約法などの消費者関連法制定への取り組みを進めました。

また、1997年に、地方消費者団体を会員団体に迎え、運営規則を「消費者の権利の確立とくらしを守り向上をめざす」と変更するなどの運営改革を行いました。



2000年代～

「消費者庁・消費者委員会設立」と「消費者運動ビジョン」

2002年に内閣府・国民生活審議会でスタートした「21世紀型消費者政策」検討に積極的に参画し、消費者保護基本法改正(消費者基本法制定)・公益通報者保護制度・消費者団体訴訟制度が実現しました。その後政府の「消費者行政一元化」の動きに呼応して政策提言を重ね、2009年に消費者庁・消費者委員会が設立されるに至りました。

このような社会環境の変化をふまえ、消費者運動の目指すもの、消費者団体として今後取組を強化すべき課題、消費者団体の組織強化のための課題などを「消費者運動ビジョン」として2003年にまとめました。



2010年代～

消費者団体訴訟制度の強化と「消費者スマイル基金」設立

「消費者主役の社会への転換」の流れの中で、消費者団体の活動への社会的期待が高まったことなどを背景に、中央と地方における消費者団体・消費者運動の活性化をめざす「新・消費者運動ビジョン」を2011年にまとめました。

また、消費者団体訴訟制度、消費者裁判手続特例法を担う適格消費者団体・特定適格消費者団体に公的財政支援がないことから、行政に支援を求める一方、2017年には適格消費者団体の公益的活動への助成を行う「NPO法人消費者スマイル基金」を設立しました。

